

令和7年度 横手市再生可能エネルギー等補助金(概要)

- 【 目 的 】
- ① 地球温暖化対策の推進
 - ② 雪国の快適な暮らしの推進

受 付 期 間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

※かならず工事着工前に申請が必要です

※受付期間内に事業完了報告書を提出してください

※受付期間内でも予算に達した時点で受付を終了します

対 象 者

次の要件すべてを満たす方

- (1) 市内に住所を有する個人または事業所等を有する法人であること。
(事業年度内に転入予定の場合を含む。)
- (2) 下記「対象となるシステム」を設置しようとする建物が、自らの住居または事業所等として使用されていること、もしくは使用される予定であること。(融雪利用の場合は設置する土地を含む。)
- (3) 市税等の滞納がないこと。(個人の場合は本人及び同一世帯に属する者も含む。)

対象となるシステム

- (1) または(2)で、要件をすべて満たすもの
- (1) 定置用リチウムイオン蓄電池設備
 - 1. 太陽光発電設備と接続するもの。(太陽光発電設備は新品、既設品を問わない。)
 - 2. 蓄電池本体は未使用品であるもの。
- (2) 地中熱利用設備
 - 1. 地中熱(冷熱を含む)を熱源として冷暖房・給湯・融雪のエネルギーに利用するもの。
(融雪利用の場合はヒートポンプを使用しない設備も対象とする。)
 - 2. 未使用品であるもの。
 - 3. ヒートポンプを使用する場合は、エネルギー消費効率(COP)が3.0以上であるもの。
(融雪利用でヒートポンプを使用しない場合は不要)
 - 4. 寒冷地仕様であるもの。

対 象 経 費

太陽光発電設備に接続する定置用リチウムイオン蓄電池設備の購入、据付、工事費に関する費用および、地中熱利用設備の採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用。(消費税及び地方消費税の額を含む。)

補 助 金 額

上記対象経費の1/3に相当する額(千円未満切捨て・上限20万円)

制 限 等

過去に補助を受けた建物(土地)は申請できません。

交 付 条 件

次のいずれかの者と工事請負契約等を締結し、設置するシステムであること。

- (1) 市内に事業所等(本店、支店又は営業所等)を有する法人
- (2) 市内に事業所等を有する個人事業主であって、本市に住民登録している者
- (3) その他市長が認めた者

【例】市外の住宅建築業者と住宅新築の契約し、対象システム部分を市内の事業者等が請け負う場合

～施工業者の方へ～

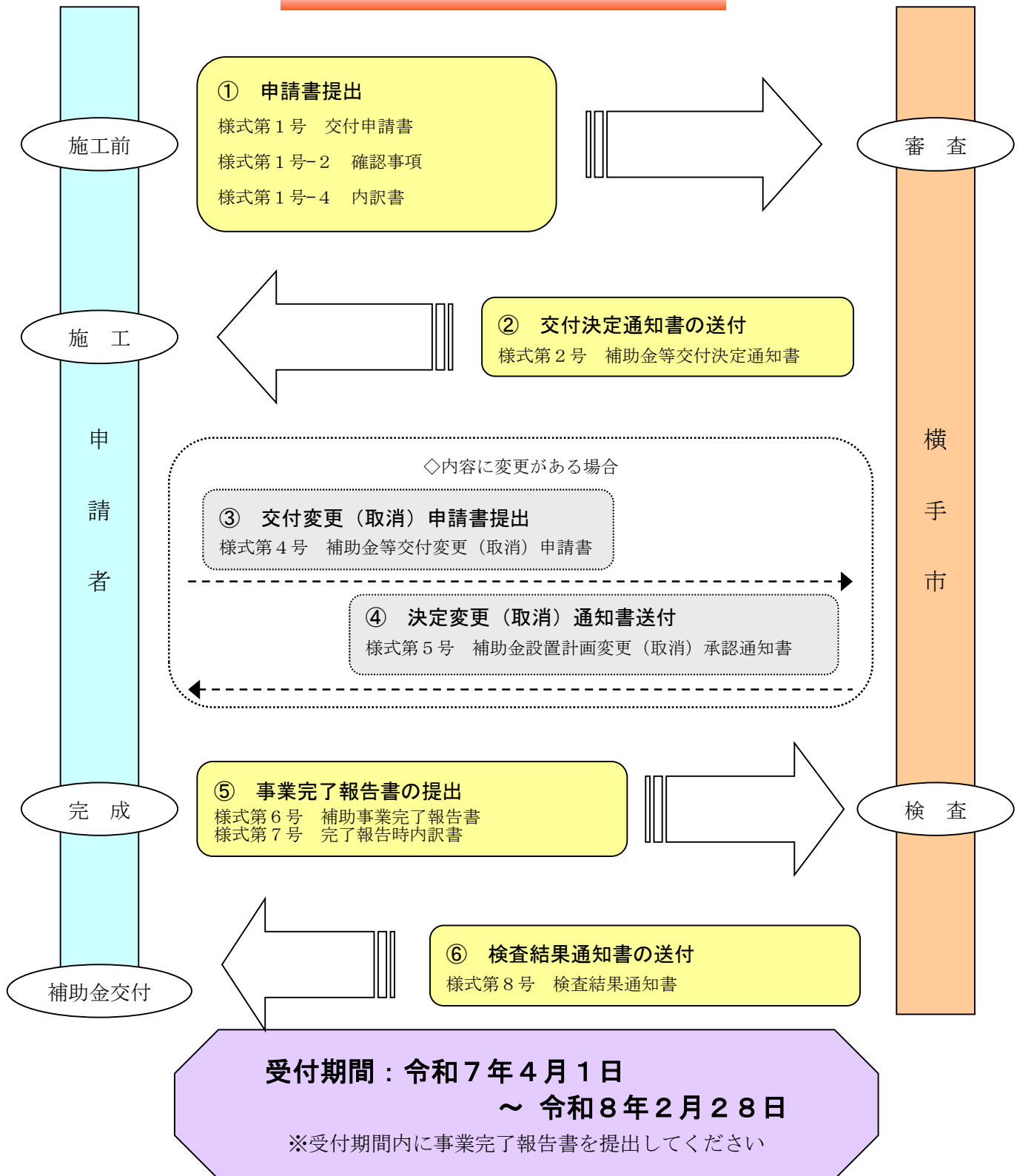
申請の際は、施工業者に関する下記の書類の提出が必要となります。

(1) 法人の場合：市内に事業所(本店、支店又は営業所等)があることを証明する書類
(市が発行する「営業証明書」、または事業所を設置して間もない場合は「設立(設置)届出書」等)

(2) 個人事業主の場合：事業主の住民票

提出部数：1通 (事業年度ごとに1回目の申請時に提出してください。同一年度内で2回目以降は不要です。)

申請から交付までの流れ



注意事項 市内に事業所等(本店・支店・営業所等)を有する事業者による施工以外は原則対象外です。